

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

2月中旬より順次開始いたします。

※受付状況によりお支払いまでに1ヶ月以上（不備がある場合はさらに一定期間）を要する場合があります。

※給付時期の目安については、本市ホームページよりご確認ください。（裏面参照）

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

八尾市から  
確認書が届きます（**要返送**）  
返送期限：令和4年5月2日（月）必着  
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で八尾市に住民登録のある方に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間：令和4年2月1日（火）  
～令和4年9月30日（金）必着

申請時点で八尾市に住民登録のある方が対象です。

【申請書配布先】八尾市役所1階市民ロビー（臨時特別給付金窓口）、出張所など

※本市ホームページからも取得可能です。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

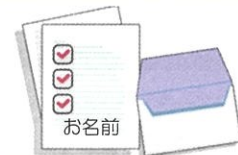


# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から八尾市にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、八尾市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、八尾市に **返送してください**。  
【確認事項】



- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがない
- 世帯全員が住民税の非課税者である
- 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではない など

(例) 世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯（住民税非課税）の場合

	支給可否
①ABともに子C（課税）の扶養となっている	支給対象外
②Aのみが子C（課税）の扶養となっている	支給対象
③Aが子C（課税）、Bが子D（Bを扶養することで非課税）の扶養となっている	支給対象

**世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、 **申請が必要** です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに八尾市の臨時特別給付金窓口宛に、郵送によりご提出ください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（但し、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（八尾市の場合）単身の場合：100万円以下、扶養1人の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、 **申請が必要** です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに八尾市の臨時特別給付金窓口宛に、郵送によりご提出ください。

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

### お問い合わせ

八尾市臨時特別給付金コールセンター  
受付時間 平日9:00~17:00

 **072-990-3090**  
FAX : 072-990-3091

### ホームページ

八尾市臨時特別給付金  
情報サイト

<https://kyufu-city-yao-osaka.jp/>



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、上記コールセンターや最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。